

1時35分まで休憩といたします。

〈午後1時29分 休憩〉

〈午後1時35分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、近藤新二議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。〔15番 近藤新二君登壇〕

○15番（近藤新二君）

創生クラブの近藤新二です。

通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、糸魚川市が管理する遊具の管理状況について。

11月7日、久留米市の小学校で、児童が運動場に設置された「ろくぼく」と呼ばれる金属製のはしご状の遊具で遊んでいたところ、およそ1メートル60センチの高さに固定されているはずの鉄棒が回転し、手を滑らせて地面に落下し、腰の骨を折るけがをしたとニュースで報じられました。

市教育委員会は、鉄棒が回転したのは柱との接合部分がさびで劣化したことが原因だとしています。この遊具は去年12月に定期点検を行い、その際には異常は確認されなかったということですが、市教育委員会は、「管理に不備があった」と公表されています。事故後、市立小学校の全ての遊具を点検したところ、ほかの2校の遊具でも劣化が見つかり使用を中止しました。市教育委員会は、けがをした児童とご家族に陳謝し、今後、点検を徹底し、遊具の安全、維持管理に努めると報じられていました。しかし久留米市では、今年の8月と10月にも市が管理する公園の遊具で子供がけがをする事故が起きています。事前に発生した事故の教訓と再発防止対策がされておらず問題視されています。

全国的に公園や施設の遊具には、安全基準を満たしていない遊具が存在すると言われていています。また、遊具は経年や雨風により劣化し、けがや事故につながる危険も高まっています。そのような遊具を早期に発見し、重大な事故につながる危険を取り除くために、的確な点検が必要とされています。

糸魚川市が管理する「公園」「保育園、幼稚園」「小学校」等の遊具について、どのように維持管理をしているか伺います。

2、糸魚川市役所における喫煙所の適正な位置について。

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和元年7月1日から第一種施設として区分される学校や病院などの、子供や患者などが主として利用する施設や、行政機関の庁舎などにおいては、敷地内禁煙が義務づけられ、令和2年4月1日に法律が全面施行されました。この法律は望まない受動喫煙の防止を目的としており、多数の者が利用する施設などの区分に応じ、

当該施設などの一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めるとされており、公共の場における禁煙の規制を強化する内容となっております。

公共の施設における禁煙の制限では、特に子供や患者などの配慮が必要とされ「学校、児童福祉施設」「病院、診療所」「行政機関の庁舎」等の第一種施設では、多くの人々が利用する施設において、原則として喫煙を禁止することが定められています。健康増進法の一部を改正する以前は、糸魚川市役所庁内にも喫煙所が設置されていましたが、令和元年7月1日の施行から市役所及び市民会館等の敷地内において、原則禁煙の措置が取られてきました。

また、この法律は、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるとなっております。現在の糸魚川市役所において喫煙できる場所は、ありません。市役所職員はもとより来庁者、市民会館利用者などの現状を鑑みれば、喫煙できる場所の設置が必要と感じられます。市の方針や条例に基づき適切な場所に設けられ、周囲への配慮が求められる現状をどのように捉えているか、糸魚川市のお考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

近藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目につきましては、都市公園や市民公園の遊具は、有資格者により、年に1回、定期点検を実施するとともに、計画的に修繕・更新しております。

また、人が多く訪れるゴールデンウイーク前などには、職員が直接公園を見回り、安全点検を実施いたしております。

幼稚園・保育園と小学校では、定期的に見視等で遊具点検を行っており、使用に危険があると判断される場合は、修繕等を行うなど、安全管理に努めております。

2番目につきましては、望まない受動喫煙の防止を図るため、令和元年7月から駐車場も含め、市役所本庁舎等の敷地内を全面禁煙といたしたところであり、来庁者、利用者の皆様からご理解をいただいていると認識いたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

ニュース報道などで遊具による事故が各地で発生していることから、糸魚川市の取組を伺いたく、今回、一般質問をさせていただきます。

事前に請求した資料にご丁寧に対応していただき、御礼申し上げます。

これより、2回目の質問をさせていただきます。

糸魚川市が管理する公園、保育園、幼稚園、小学校の遊具での事故は、直近どのような事故が発生したのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

定期点検を行っております市が管理する公園につきましては、直近10年ぐらいなんですけれども、これまでのところ、市民の皆様には大きなけがを伴う事故の報告はございません。

今後も、市民の皆様が安全に公園を利用できるよう、遊具の定期的な点検や整備を徹底していきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

幼稚園、保育園と小学校の部分について、お答えいたします。

近年、小学校のほうでも事故が発生したという報告は受けておりません。

ただ、園のほうでは、ブランコから落下して、たんこぶを作ったですとか、築山で転倒して、顔を打ちつけたといったような事故報告は受けておりますけれども、基本的には、遊具自体に不備があつての事故といったものの報告は、受けていないというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

ありがとうございます。事故が発生した場合、ニュース報道などで各自治体や学校では、遊具の安全点検や利用ルールの周知を強化する動きがあると思います。糸魚川市の遊具の点検について、適切な点検が行うことで、遊具の劣化や事故につながる危険を早期に発見でき、常に子供たちに安全で自由な遊び場を維持管理できるようになります。市が管理する公園、保育園、幼稚園、小学校の遊具の点検の方法と、その点検サイクルを具体的に教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えします。

市が管理する公園では、人が多く訪れるゴールデンウィーク前に、主に目視や触診などによりまして、施設の変形とか異常の有無を調べる日常点検のほうを実施しております。

また、年に一度、一般社団法人の日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づきまして、

その協会の認定資格を有する方から、構造部材、あるいは消耗部材などにつきまして、詳細な定期点検のほうを実施しているところがございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

幼稚園、保育園と小学校におきましては、学校保健安全法施行規則によりまして、安全点検を最低、毎学期1回以上行うといったところが定められております。これを踏まえまして、小学校では月に一度の頻度、また、園のほうでは毎週といった形で週に1回という形で職員等が目視等で点検を行っているところがございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

ありがとうございます。私の資料、頂いたものの中には、私が卒園した中央保育園と糸魚川小学校の資料があるんですが、これには、今答弁されたようなことが記載されています。市が管理する公園や保育園、幼稚園などの遊具の点検においては、適切に点検がされているということで、ここにも点検記録もしっかり残されています。ほかの保育園、小学校でもこういったものがしっかり点検記録として残っているのか、再度伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

市が管理する公園の遊具の点検者につきましては、日常の点検は、職員が直接現場のほうを回りまして、確認のほうを行っているところがございます。

定期点検につきましては、一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づきまして、同じ協会から認定資格を有する方から点検のほうを行っております。

点検記録につきましては、施設の点検表を作成して保管しておる状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

議員のほうに資料としてお示しをいたしました中央保育園と糸魚川小学校以外の園、学校でも、同様な形で点検をさせていただいておりまして、そちらの点検表のような形、全く同じ様式ではございませんけれども、それぞれチェックを入れるような形で職員が確認をいたしておるといった状

況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

しっかりとした点検を行っているんだなというふうに感じました。この点検で不具合が生じた、直ちにこの遊具の使用を禁止するなど、そういった事例は今まであったのか、なかったのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

直近の事例として、主なものを説明させていただきます。

まず、今年の10月なんですけども、遊具の定期点検時に、業者のほうから西浜公園のブランコのチェーン摩耗進行によりまして、60%以下の残量となったため、使用を禁止したという事例があります。こちらのほうにつきましては、市のほうで台座とかチェーンのほうを交換といいますか、修繕したところでございます。

また、平成4年の4月のゴールデンウィーク前の直営点検で、西海の羽生団地の緑地のシーソーの支軸部が破損したということがありまして、当面、使用禁止のほうの措置をさせていただいたんですけども、9月にシーソー板の交換を修繕で実施したという事例がございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

すいません、訂正させていただきます。

今私、「平成」と申しましたけど「令和」に訂正させていただきます。失礼しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

園や学校の関係でも、例えば金属部分の取付け部分のさび等が生じたりとか、支柱にちょっと穴、金属の腐食ですね、そういったところがあるといったところを確認した中で、使用中止にしたり撤去したりといった事例がございます。

直近でいいますと、今年度、田沢小学校で大型の木造のジャングルジムがあったんですけども、こちらにつきましては、ネットのロープが切れかかっていたりとか、木材が腐食したりといったと

ころがございまして、撤去させていただいたという事例はございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

市が管理する公園の遊具点検では、資料によると、糸魚川地区と能生地区は職員がやられてるということですが、青海地区は職員以外の、これは二幸産業株式会社が行っているというんですが、これはなぜなのか。

また、点検者の判定基準について、職員が判定したものと、今さっきおっしゃった公園施設安全管理士の方が判定したものと、同じ場所によるんですが、市の職員は4月下旬、管理士のほうが7月下旬で3か月しか変わってないんですが、かなり評価基準が違うと思うんですが、これについていかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

まず、青海事務所が管理する公園につきましては、各公園の管理委託契約の仕様の中に遊具の日常の点検が含まれていることから、公園管理委託を事業者をお願いしているものでございます。

また、糸魚川地域と能生地域の公園につきましては、管理委託契約の仕様の中に含まれていないので、職員が、直営で点検のほうを行っているところでございます。

今ほどお話ありました判断基準のほうにつきましては、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づきまして、統一した基準で行ってるところでございまして。主に、目視、触診、あと聴診ですか、などによりまして、施設の変形や異常の有無を点検しまして、ランクとしましてはAからDまでの危険度で判定のほうを行っておるところでございまして。

また、今ほどお話ありました4月ということになりますと、ちょうどゴールデンウィーク前ということで、その時期にやらさせていただきますけれども、現在はそういう状況でございまして。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

これを見ると、市職員の場合の、これは一つの例なんですけど、A判定、健全であり修繕の必要がない、使用可能とされているものが、この管理士によるとC判定となっていることがありまして、重要な箇所部分的な異常があり、部分修理が必要、使用禁止ということもこの中にあるんですよ。やっぱり市の職員と、そういった管理士の方々と一緒に目を合わせる。こういうところが、こういうふうに見えるんだよということが大事だと思いますので、ぜひともこういう進め方をしてほしいなと思います。

また、通常ですと市の職員、また、管理士の方々に点検を、4月と7月にやっていただいているということなのですが、私の地域、横町では、3月に五、六人で区の役員が、地区の遊具と市の遊具、併せてみんな点検するんですよね。それで、その後、草刈りだとかそういったときに、また再度、遊具の点検をします。その際に出た不具合は、市のほうとか、区の遊具については区で直したりしてるんですが、地域の方々の目も、これは必要だと思うんですよね。ぜひとも市職員、また、その管理士以外でも、一緒になって地域の人と一緒に管理するべきだと思いますが、その辺についてお考え、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

今ほど議員のほうからお話ありましたとおり、地域と一緒にというお話なんですけども、我々も日常点検ということで、都市公園における遊具の管理指針に基づきまして点検のほうを行ってるんですけども、また、その辺り、点検する時期とか、今言われた分も参考にしまして、ちょっと見直す必要があるのかを踏まえまして、ちょっと今後の対応を検討させていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

保育園と小学校について、また1つお聞きしたいんですが、この管理士による点検を年一度行っていない理由を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

園や小学校におきましては、先ほどの学校保健安全法施行規則によりまして、のっとって点検をさせていただいております。その中では、職員による目視での点検が困難な場合には、そういった専門の方による点検を行うことというふうになっておりまして、そうでない場合、じゃあ職員によって安全が確保されているというふうに判断されている場合については、その点検で済ませていると。もし職員の判断ではちょっと怪しいといいますか判断ができないといった場合に、そういった専門の方の点検をお願いしているというような状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

遊具の安全基準を保ちながら子供の安全を守るために必要な遊具の点検には、日常点検、定期点検、精密点検などが必要とされています。基本的な点検の視点では、安全性の確保、性能の保持、美観に配慮した形成の維持とされ、適切な点検を行うことで遊具の劣化、事故につながる危険を早期に発見できるとされています。

遊具は、過去の事故を教訓に、安全基準がかなり厳しくなっております。従来、遊んでいた遊具にも安全基準に満たないものは撤去や補修がされておりますが、全国的に遊具の老朽化が問題視されている今の中、糸魚川市の現状はどうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

当市には、設置から長い年月が経過した遊具もございます。

そこで、老朽化した遊具の安全性を確保するために、公園の長寿命化計画を令和5年3月に策定させていただきました。定期点検及び日常点検で、不具合があったものはもちろん、使用年数が長い遊具を長寿命化計画からリストアップさせていただきまして、国の交付金等を活用しながら、計画的に優先順位をつけて、更新を進めております。

また、導入の際、最新の安全基準に基づいた遊具を導入しまして、事故リスクを軽減するなどの取組を行っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

園などでは、やはりあの遊具自体の安全性の確認というところはもちろんでありますけれども、やはりその遊具と子供たちが関わっていく中での安全性の確保といったところも大事になってまいりますので、全国的に、例えば事故が起きたりしますと、そういった形での通知が国のほうからも送られてまいります。そういったところも踏まえながら、子供たちの安全管理といったところで努めているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

ここで、事故報道の1つの例なんです、埼玉県の保育園で事故が発生したときの報道です。

2023年5月2日午前10時半頃、久喜市の社会福祉法人が運営する私立なずなの森保育園から、園児の首に遊具のロープが巻きついて意識がないと119番がありました。園庭で遊んでいた男児3歳が緊急搬送され、呼吸と脈は確認されたが、意識不明とのことでした。

遊具は、園庭の築山、高さ数メートルあり、山上部の柵からロープをつないで斜面に垂らす構造で、園庭には34人の園児と6人の保育士がおり、男児は、園庭にある土で盛られた築山で複数人で遊んでいたと見られており、近くで遊んでいた別の園児が、ロープに首が絡まった男児を発見、保育士は、いずれも事故を目撃してなかったとされています。

報告書によると、事故の一、二年前、職員会議で築山でのロープ遊びは危険なためにやめさせる話が出たと、複数の職員が証言しています。園の議事録には載っておらず、事故当日、現場にいた保育士2人は知らなかったようです。

また、事故直前、保育士の1人が築山の下で園児たちが引っ張り合う姿を見て、ロープを取り上げましたが、撤去せずに柵につながれていたそうです。別の保育士も含めて適宜、現場を離れ、その後、約16分間にわたり現場は園児だけとなり、事故が発生しました。ロープが築山に持ち込まれた経緯も分からなかったことで報じられています。

この事故を教訓に、絡まれるおそれのあるものの点検は、糸魚川市はどのように行ったか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

この事故を受けてからの点検というものは実施しておりませんが、日常点検とか定期点検において、危険と判断した遊具につきましては、使用禁止などの措置を講じまして、事故を未然に防止するような形で努めているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

保育園では、遊具が、設置されている遊具のほかに木製のケーブル巻き芯の芯、でっかい木製のものと、また車のタイヤなどが使われていると思います。そのような遊具は、どのように点検されているのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

園のほうでは、今、議員おっしゃるような形で、本当に市販のといいますが、作られた遊具ばかりではなくて、子供たち、何でも遊び道具になりますので、タイヤとか、そういった木製のケーブルの芯みたいなものも置いている幼稚園、保育園もでございます。そういったものにつきましても、先ほどの安全点検と同じような形で保育士のほうが一つ一つ点検をさせていただいているところがございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

この事故で報じられたときに、現役の保育士から、これ1つ意見が出されたんですが、1つの遊具に保育士は必ず1人はつくのは基本中の基本だと言われてます。それができていない保育園があることに驚きを隠せないと話されています。

この、1つの遊具に保育士が必ず1人がつくという基本は、糸魚川市でしっかり守られているのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

1つの遊具に必ず1つということではございませんけれども、やはり全ての園児にしっかりと目が行き届いているといったところが大事だというふうに思っております。現場のほうでは、そのような形で子供一人一人見逃すことがないような形で対応をしているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

もう一つの岡山県の保育園で発生した事故なんですが、これは2021年10月、岡山市の認可保育園第二さくら保育園で、2歳の男児が園庭の遊具に首が挟まった状態で見つかったと、119番通報がされました。

男児は病院に運ばれたが、意識不明の重体。岡山西署や園の説明によると、男児を含む2歳児クラスの17人が、午前9時50分頃から園庭で遊んでいたが、その後、滑り台やうんていが一体となった複合型の遊具に男児が入ったまま出てこないことに保育士が気づき、探したところ、遊具の柵と高床の隙間に首を挟まれた状態の男児を発見したとされています。

柵は、2008年の開園後、園児らが通り抜ける際に頭部をぶつけることがあったため、園側が独自に設置。男児が挟まれた幅20センチ前後の隙間は、その際にできたということです。園長は、取材に対して、園児と家族には大変申し訳ないと。柵をつけた際、隙間を作らず、全面を塞いでしまえばよかったと話したそうです。園児の首が、複合遊具の隙間に挟まり、その後、死亡した事故となりました。有識者による検証会議の最終報告の一部には、子供は、想定外のことや予期しない行動をすることがあるなど、子供の視点での安全点検が必要だと指摘されています。

これらのことから、子供の視点での安全点検や安全教育が必要と考えますが、市は、保育園、小学校など、どのように教育しているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

お答えいたします。

先ほど私、答弁させていただいた中にも触れましたけれども、やはり遊具だけではなくて、遊具と子供の関わり、子供視点での遊具の安全管理の視点というのが必要だというふうに思っております。

文部科学省のほうでも、学校における安全点検要領についてというのを令和6年の3月に新たに作成するなどして、子供目線での危険箇所のチェック、そういったところも周知をしておりますので、そういったことに基づきながら、また、園、学校で安全管理を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

保育園、幼稚園で起きる子供の事故の報告件数は、年々増えていると言われてます。これ内閣府によると2020年に全国の教育、保育園施設で起きた事故は過去最多で2,015件、意識不明となったケースは14件あり、これとは別に5人が死亡されたということが書かれていました。事故の起きた場所は、園庭も含む室外が多く、施設別では、認可保育園での発生が多いと、ここでは書かれています。

消費者庁による、これは2009年の9月から2015年の10月に報告のあった、遊具で起きた12歳以下の子供の事故は1,518件、親が目を離した隙に滑り台から落下、滑り台の手すり部に服が引っかかって首が締めつけられた。滑り台の柵を乗り越えて遊んでいて落下したなど、遊具の種類が特定できた中では、滑り台での事故が440件で最も多かったとされています。同庁は、遊具の対象年齢を守ることや、保護者など大人が付き添うことで、ひもやフードのついた服は、遊具に引っかかる危険性があるため、服装や持ち物に注意することなどを呼びかけているとされています。

糸魚川市でも、このような周知はされていると思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

一般社団法人の日本公園施設業協会から毎年送られてくる「仲良く遊ぼう安全に」といいまして、公園や遊具とかで、事故防止を目的としたパンフレットがありまして、そちらのほうを、保育園、幼稚園にお配りして、周知のほうを努めたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

室橋こども課長。〔教育委員会こども課長 室橋淳次君登壇〕

○教育委員会こども課長（室橋淳次君）

今ほど長崎課長のほうでもお答えしたとおりでありますけれども、当市においても幸いなことに、そういった園児の重大事故というのは発生しておりません。

国からいろいろ通達等も参りますし、ヒヤリハットの事案みたいなものも示されてきております。こういったものを園のほうにも配付しながら、引き続き定期点検等も含めて、一層の安全確保に努めていきたいというふうに思っております。あわせて、保護者の皆様にも、園ではそのような対応をしていますというようなことは呼びかけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

私の横町の地区でも、公園にはかなり多くの小学生、園児が遊びに来て、必ずといっていいほど、誰か親がついてます。ましてや、おじいちゃん、おばあちゃんと来ている方も多いと思うんですが、親世代はこういうことはよくご存じなようなんですが、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃんたちは、情報があんまり乏しいということが聞かれます。やっぱりおじいちゃん、おばあちゃんにも、こういうことが分かるように市の広報などで1回流してほしいなというふうに思います。

また、遊具の事故を防止するために、遊具の定期的な点検やメンテナンス、利用者の安全教育が重要とされてます。また、保護者や地域の人々が、子供たちの遊びを見守ることも大切です。事故の報道が続く中、より安全な遊び環境を整えるための取組を、市がしっかり行うよう要望します。

続いて、2番目の質問、喫煙所の適正な配置について伺います。

受動喫煙防止の条例がある自治体と、規程同様に文書化している自治体があるようです。第一種施設における受動喫煙防止対策などとしてしっかり対策文書化をしている自治体や、隣の上越市のように、市の所管する施設における受動喫煙対策とホームページに記載しているところもあります。また、塩尻市は、受動喫煙防止対策ガイドラインを作成されています。

糸魚川市健康増進計画の第3次健康いといがわ21（案）には、受動喫煙防止対策に一切触れていません。糸魚川市は、受動喫煙防止の取組について、ホームページでは検索できませんでした。糸魚川市は、受動喫煙防止をどのように対応されているか、また、文書化されているものは存在しているのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

林健康増進課長。〔健康増進課長 林 壮一君登壇〕

○健康増進課長（林 壮一君）

お答えいたします。

健康増進の中で、第3次健康いといがわ21につきましては、市民の皆さんに呼びかける部分は

ございますが、施設における受動喫煙防止対策について、文書化したものはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

市が所管する施設というのが多岐にわたると思うんですが、吸えるところと叫びたら地区公民館の玄関先は吸えると思うんですが、そういったところが明記されてませんよね。やっぱり市の施設で、こういうところの、この場所が吸えるよ、吸えないよというのは、やっぱり記載して、皆さんに分かるようにするのが正確なのかなと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

嶋田総務課長。〔総務課長 嶋田 猛君登壇〕

○総務課長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

市の庁舎等での全面敷地内禁煙につきましては、実はホームページのほうでも、こういった施設は全面禁煙でたばこを吸うことができませんということを、施設がうたっているホームページがあります。

しかしながら、こちらのほうにつきましては、少し古い情報がありまして、既に休止等している施設もありますので、そういったものにつきましては適切なものに対応してまいりたいというふうを考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

私たち議員が行政調査ということで、いろんな市へ調査に伺うと、喫煙所がある市役所があることは多々見受けられます。富山県の富山市の市役所では、議会玄関から約20歩ほどで喫煙所が設けられていました。そこにはきちんと喫煙所が表示され、受動喫煙防止対策がしっかりとされ、煙の排煙ですね、そういうものがしっかりとされてました。職員はもちろん、来庁者も喫煙できるようになっております。

糸魚川市では、職員や来庁者、市民会館や体育館の利用者から、喫煙所の設置を望む声があるのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

嶋田総務課長。〔総務課長 嶋田 猛君登壇〕

○総務課長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

これまでも議会におきましても、設置の議論が交わされたりしております。また、それぞれの施設の利用者には、潜在的な気持ちはあろうかと思いますが、直接、利用者から設置の要望を受けた

ということはありません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

改正健康増進法では、第一種施設、学校、病院、官公庁などは敷地内禁煙が原則です。つまり屋内・屋外を問わず、敷地内にいる限り喫煙できないこととなります。

ただし、ここでは一定の条件を満たす屋外の場所に必要な措置を取った場合、例外として、その場所にだけ屋外、これは特定屋外喫煙場所を設置することが可能とされています。これは法律の中での解釈で可能だということで、改正健康増進法における屋外とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、側壁が、おおむね半分以上覆われたものの内部に当てはまらない場合とされています。この屋外に該当する場所があつて、かつ施設の利用者が通常立ち入らない場所であるなどの要件を満たしていれば、基本的には、特定屋外喫煙場所の設置ができるとされています。また、場所の形状については、制限は特にありません。市は、過去にこの喫煙所などの設置について検討したことはあるか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

嶋田総務課長。〔総務課長 嶋田 猛君登壇〕

○総務課長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

令和元年の法律の改正前には、確かに市役所の南口付近の敷地内に屋外の喫煙所を設置していましたが、令和元年の法改正に伴い、撤去しております。その後、撤去後は、禁煙を勧めている施設でもありますことから、法に定めます敷地内禁煙の原則によりまして、特定の屋外喫煙場所の設置を進める検討はしておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

喫煙所がない場合、喫煙者によっては、ほかの喫煙場所を探すこと、また、それを面倒に思つて、路上や喫煙禁止場所などで、たばこを吸うケースがあると言われてます。

その結果、受動喫煙や火災のリスクも高まってしまうと。実際に、市民会館の入り口付近に吸い殻が落ちていることがあります。またそれを、職員が拾つてる姿を見たこともあります。私も実際、拾つたこともあります。

喫煙者の健康リスクを考えると、禁煙を推奨する市の考えも理解できますが、喫煙者の嗜好品であるたばこも人格の格差が生じないように考える必要があると思いますが、再度、市の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

林健康増進課長。〔健康増進課長 林 壮一君登壇〕

○健康増進課長（林 壮一君）

お答えいたします。

医学的見地、最大、すいません、三大成人病を予防するというような観点で、禁煙を呼びかけさせていただいております。

ですが、世界には、たばこを吸われる方、吸われない方という共存されているわけですので、喫煙マナー、受動喫煙をしない、させないということを啓発してまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

やっぱり市の考えは理解してます。

でも、喫煙者のために、これ提案なんですけど、場所を設置するとしたらどこにするのかという議論は、やっぱりしてほしいんですよね。これは作る、作らないに関係なく、作るとしたらの検討、それで、もし喫煙者の方々が手を挙げて、喫煙所を作ってくださいと言った場合にはどうするのか、こういったことを市民にアンケートを取る際に、こういう項目も少し載らせてみては、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

嶋田総務課長。〔総務課長 嶋田 猛君登壇〕

○総務課長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

屋外の喫煙が可能な施設に喫煙所を設置、また案内する方法や、議員おっしゃられますように、施設内に受動喫煙対策が取られた喫煙所の設置が考えられますが、法律改正の趣旨にのっとりまして、現在の敷地内禁煙のほうを継続してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○15番（近藤新二君）

最後になりますが、ぜひとも喫煙者の意見を少しでも取り入れるよう、設置に向けての検討は切らずに、継続的に行ってほしいと思います。

私の一般質問は、以上で終わります。

○議長（保坂 悟君）

以上で、近藤議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

中村議員。

○14番（中村 実君）

遊具についてちょっと伺いたいんですが、先ほど年に一度、業者による点検があると。それからゴールデンウイーク前にも点検を、行政による点検があるというふうに話があったんですが、例えば、マリンドリームですよ、あそこは2年か3年前に古い遊具が撤去されて、今新しい遊具が設置されて、まだ新しいんですが、ただ、年間に数十万人、100万人も来るような施設を、私も孫連れて遊びに行くんですが、並んで遊んでいるという状況なんですね。それぐらい利用頻度の多いところの点検というのは、4月、先ほど4月に点検すると言ったかな、それ一度で済ませているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

先ほど私、答弁で申しましたとおり、定期点検、日常点検のほうはゴールデンウイーク前にやるというふうに答弁しました。

ただ、今ほどお話ししたように、やはり利用頻度によりまして、やはり点検回数というのもいろいろ調整する必要があるかと思っておりますので、またその辺、公園の実態等を把握させていただきまして、点検の利用頻度等は、今後、検討させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

中村議員。

○14番（中村 実君）

ぜひ、海浴いだというので、雨風に、どこの場所も遊具が汚れるわけですが、あそこは潮風が大変厳しいんだよね。傷む頻度も多いと思うんですよ。あそこ的人气あるところは、ロープで渡って歩くような遊具が結構人気あって、まだ新しいんでね、そんなにすぐに傷むというものではないと思うんですが、やはりゴールデンウイーク内にもう一度ぐらい、夕方でもね、お客さんが引いた頃に点検するのが必要なんではないかなというふうに今の近藤議員の話を聞きながら今思ったものですから、質問しております。

それから、こども課長が話したように、園とかそういうところでは、先生が付き添って、目を離さないように見ているということでもいいんですが、やはりマリンドリームとかああいうところだと、ほとんど親御さんがついてるわけなんですよ。そこに注意看板みたいのが見当たらないというふうに、私、何回か行ってるんですけど、目に入ってないってことは、見づらいのか、ないのかちょっと分からないんですけど、そういう設置もしっかりと、目に入るような設置の仕方ってする必要はあると思うんですが、その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

今ほどお話ありましたとおり、やはり多くの子供たちが利用される公園につきましては、そういった人目のつくところに注意看板とかというのは必要だと考えております。いま一度、状況といますか実態のほうを把握させていただきまして、もしそういった施設の看板等も不足しておるようであれば、また地元の方と交えて、どういうところに設置するかを踏まえて、検討のほうさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

中村議員。

○14番（中村 実君）

先ほども話の中で出たんですけど、フードをかぶったりして、ひものついたものとかね、そういうものはやっぱり遊びのときなんで、そういう格好してくる子供たちも多いと思うんですよね。そういうものは絡まないような対策というのはおかしいかな、よく見てもらうと。親御さんから見てもらえるような、そういう看板の設置の仕方、保育園がどういう対策を取っているかというのが一番大事だと思いますんで、その辺の対策と併せて、看板の設置をぜひお願いしたいというふうに思います。施設も、大体、物というのは3年ぐらいから傷み出して、5年ぐらいになるとさびが出てという状況があると思うので、やはり点検をしっかりとさせていただきたいということと、今の時代は、大体、土日、月曜日とかって、そういう3連休が非常に多いんですよね。相当な人間が来てますので、ぜひその辺の対策も併せて、今後しっかりしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（保坂 悟君）

以上で、近藤議員の関連質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を2時35分といたします。

〈午後2時27分 休憩〉

〈午後2時35分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

新保議員。〔17番 新保峰孝君登壇〕

○17番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。